



平成25年3月28日

各 位

会 社 名 関東天然瓦斯開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉井 正徳
(コード番号 1661 東証第一部)
問合せ先 総務部マネージャー 中山正吾
(TEL. 03-3241-5511)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定によりストックオプションの目的で発行する新株予約権の募集事項について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

取締役に対して、業績の向上や企業価値の増大に向けた経営意識、株主重視の経営意識を高める誘因を与えることを目的とする。

2. 新株予約権の募集事項

(1) 新株予約権の名称

関東天然瓦斯開発株式会社第5回新株予約権

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、当該新株予約権の公正な価格とする。ただし、払込みに代えて取締役の報酬により相殺を行う。

※新株予約権の公正な価格は、割当日における当社株価および新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）等の諸条件をもとに、ブラックショールズモデルにより算出した公正な評価単価に基づくものとする。

(3) 新株予約権の割当日

平成25年4月25日

(4) 新株予約権の行使の際の払込取扱場所

三井住友銀行 日本橋支店 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(5) 募集対象者

当社の取締役7名

(6) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 25,000株とする。

なお、取締役会決議の日（以下「決議日」という。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、決議日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(7) 新株予約権の総数

25個とする。(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株とする。ただし、上記(6)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。)

(8) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金1円とする。

(9) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年4月26日から平成45年4月25日までとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(11) 新株予約権の行使の条件

- ①各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ②新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。
- ③前項にかかわらず、新株予約権者は、行使期間満了日の30日前の日である平成45年3月26日より、他の行使条件に従い、新株予約権を行使できるものとする。
- ④その他の行使の条件は、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(12) 新株予約権の取得の条件

- ①新株予約権者が以下に定める事由に基づいて権利を喪失した場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - 1) 刑法犯のうち、重大な事犯があったと認められる場合。
 - 2) 当社または当社の子会社もしくは関連会社等において重大な善管注意義務違反を犯した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の内外を問わず不正または不法な行為により当社の信用を著しく毀損した場合、当社または当社の子会社もしくは関連会社等の就業規則その他社内規則により懲戒解雇または諭旨退職の制裁を受けた場合その他これらに準ずる事由がある場合。
 - 3) 新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄する旨を当社に申し出た場合。
- ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(13) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(14) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(15) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

以 上